

Title	国立研究所の独立行政法人化後の技術移転体制
Author(s)	西尾, 好司
Citation	年次学術大会講演要旨集, 15: 297-301
Issue Date	2000-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5892
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○西尾好司（富士通総研）

1. はじめに

2001年4月より国立研究所が独立行政法人へと移行する。本稿では、研究成果の実用化促進に関し、技術移転として研究成果の権利化及び企業への実施契約に焦点を当て、独立行政法人化後の技術移転体制について検討を行った。なお、実際の検討に当たっては、工業技術院傘下の研究所（独立行政法人化後は産業技術総合研究所）を対象とした。

2. 工業技術院の技術移転

（1）技術移転の仕組み

① 権利帰属

工業技術院では、職務発明として、特許やプログラム、データベース、ノウハウ等に関連する権利保持できる。但し、発明者が希望する場合に、権利の持分として最高50%までを発明者が権利保持できる。共同研究や受託研究、技術指導の成果は、貢献度に応じてその権利を企業と按分し、国の持ち分について企業側に優先実施権が設定される。

② 権利取得

特許の取得は、外部の弁理士を活用しているが、平成9年以降筑波地域においては、リエゾンオフィスを整備し、非常勤の弁理士を「リエゾンマン」として、発明の掘り起こし及び特許化支援を行っている。

③ ライセンシング

ライセンスは、工業技術院本院が実施契約の締結権限を有するが、平成8年までは（財）日本産業技術振興協会（以下技振協という。）に専用実施権を設定し、技振協が独占的にライセンス活動を行ってきた。その後、ライセンスは同協会のみに限らなくなり、工業技術院の特許管理課自身で企業と直接締結されることも行なわれる。

（2）実績

現在、工業技術院傘下の研究所が保有する特許等は約1万件であり、平成11年度には800件の特許出願を行っている。その内、実施契約を締結しているものが約300件あり、約5,800万円の実施料収入が上がっている。実施契約については、工業技術院の特許管理課で契約を締結する他に、技振協以外の者が実施契約を交わした例はほとんどみられない。

（3）工業技術院における技術移転の問題点

① 制度上の問題点

- ・工業所有権は国有であるが故に、「予算決算及び会計令」により随意契約で権利を譲渡できるケースは、「国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用

新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき」であり、権利の全てを譲渡することはできない。随意契約以外には入札により譲渡先（権利の全ても可能）を決めることになるが、現在、入札のスキームが出来ていない。また、「財政法」では適正な対価を設定する必要があるが、特許を受ける段階、特許権になっていても新技術の場合には、適正な対価を設定することは難しい。入札は、特許を受ける権利の段階では困難であり、特許になってからは、仮に適正対価設定が可能であっても、開発の時期を失することが多く、譲渡は実質的には不可能である。

- ・共同研究や受託研究、技術指導の成果は権利を企業と共有し、国の持分については企業側に優先実施権が設定される。しかし、企業として自ら実施しない場合などにクロスライセンスで活用しようとしても、国が権利の一部を保有することから、企業間でクロスライセンス契約を締結することはできない。
- ・特許権等の権利の一部（最高50%）を発明者が取得することにより、一部の発明者自身の特許取得に対する意識が高まった反面、国研と発明者で権利が分割されるため、企業側にとって交渉当事者が増えたことによる混乱等が発生している。
- ・受託研究制度で民間資金を受入れて研究を行う場合、一旦国庫に納入後に歳出予算として研究費に支出されるため、予算の範囲に制限があり、機動的な活用が行いにくい。

② 技術移転体制の問題点

- ・内部での発明の掘り起こしや特許取得支援等を行うリエゾンマンを活用しているが、取り扱い案件が多いので、明細書作成等の業務に多くの時間を費やさざるを得ない。
- ・マーケティングについては、従来技振協が担ってきたが、十分に効果的な活動を行うためには、活動資金の源泉がロイヤリティの10%と不十分であった。
- ・特許は取得することに力点が置かれ、特許出願段階での選別、効果的な特許取得のための取り組みなどが行なわれていなかった。

3. 独立行政法人化後の技術移転体制の検討

技術移転体制については、独立行政法人内に設置する（内部 TLO）、独立行政法人外に独立組織として設置する（外部 TLO）ケースに分けて検討した。

3-1 内部組織

（1）権利の取り扱い

独立行政法人化に伴い財政法、国有財産法及び「予算決算及び会計令」の枠から外れるが、「財務及び会計に関する省令（財会省令）」が所管省庁で定められ、これに従うことになる。財会省令がどのような形で定められるかは未定であるが、特許権等の取扱いについては、譲渡のスキームと譲渡や専用実施権の対価の設定方法などの原則を明確な方針として立てることが重要である。

（2）技術移転に関わる税務

独立行政法人は、法人税、地方税については課税対象とはならない。

（3）特許出願料・維持費

産業技術総合研究所は、自身で国内特許出願や特許維持をする場合には、工業技術院時

代と同様に、特許出願料及び年金（特許維持費）は免除される。弁理士費用や外国出願費については、支出する必要がある。

（４）ライセンス収入の取り扱い

技術移転活動から生まれる収入のうち、権利の譲渡対価あるいは実施料（ロイヤリティ）についてはその一部を産業技術総合研究所は得る。産業技術総合研究所は法人税及び地方税の課税対象とならない独立行政法人であることから、この譲渡対価及び実施料に係る収入も課税対象とはならない。

（５）人材

TLOの活動スタッフについては、工業技術院時代には十分な専門スタッフを育成していなかったことから、内部人材の育成が必要であり、外部からもスタッフを採用する必要がある。内部人材を技術移転担当にする場合には、技術移転活動に携わる専門スタッフを育成するためには通常５年程度の期間が必要と考えられるため、キャリアパスとして専門スタッフ育成のための中長期的なプログラムを導入することが求められる。しかし、その職能・人材の育成期間と国家公務員としての通常の人事ローテーション期間の違いから、十分な人材を育成することが難しい面がある。

３－２ 外部組織

（１）発明に関連する権利の譲渡、専用実施権の設定

外部TLOが産業技術総合研究所の発明に関連する権利を取り扱う場合には、産業技術総合研究所から特許を受ける権利や特許権の譲渡を受けるための手続き、又は、産業技術総合研究所が特許権者となり、専用実施権の設定を受けるための手続き等が必要である。

（２）外部TLOの位置づけ

産業技術総合研究所の技術移転活動の主体を外部TLOに委託する場合に、産業技術総合研究所との間で一体的な活動が求められるため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（以下「大学等技術移転促進法」という。）第13条にある認定TLOにすることが考えられる。

（３）税務

① 特許出願料・維持費

外部TLOが産業技術総合研究所から、特許権等の発明に関連する権利の譲渡を受け、特許出願や特許を維持する場合には、外部TLOがこれらに係る費用を負担することになる。ただし、大学等技術移転促進法第13条により、認定TLOとすれば、産業技術総合研究所の発明に関する国内の特許出願料・特許維持費は免除される。

② 資産計上・減価償却

外部TLOが出願権や工業所有権の譲渡を受ける場合には、これら経費を購入した際の購入価額にこれら費用を加算した額を資産計上の基礎となる取得価額とし、当該額を減価償却資産として計上しなければならない。その上で、減価償却は定額法によって耐用年数

(特許権の場合には8年)に亘って行うこととなる。

③ ライセンス収入に対する課税

外部TLOが、技術移転事業により得た利益については、営利法人の場合は当然に課税対象となる。外部TLOが公益法人の場合でも、法人税法施行令第5条に列挙されている収益事業に該当するので課税対象となる。

(4) 人材

外部TLOが技術移転を行う場合には、外部TLO職員と産業技術総合研究所内部の研究・事務職員との間で、組織が違うことによる制度的・心理的な壁を取り払い、外部TLOと産業技術総合研究所が一体的な活動を進めなければならない。

① 産業技術総合研究所職員の外部TLOとの兼業

産業技術総合研究所の技術移転活動の趣旨を徹底し、両者が一体的な活動を行うためには、産業技術総合研究所の技術移転活動を管理する職員や外部TLOの窓口となる職員等に対して、外部TLO職員として兼業することを認める必要がある。

無報酬であれば、産業技術総合研究所の職員が外部TLOの職員として兼業することは可能である(公益法人の場合には役員でも可能)。ただし、勤務時間外であること等の条件がある。また、報酬を得る場合には総務庁の許可を必要とする。研究職員が技術移転事業者の役員等の職を兼ねることは可能である。なお、事務職の兼業については必要性についての理由付けが困難なため、工業技術院では事務職の兼業を事実上認めたケースがない。

② 外部TLOのスタッフの産業技術総合研究所との兼業

産業技術総合研究所職員による外部TLO職員としての兼業とともに、外部TLO職員が産業技術総合研究所内で効率的に活動するためには、産業技術総合研究所の職員としての身分を持たせることが必要である。

4. 独立行政法人化後の技術移転体制の在り方

ライセンスによる技術移転は、それだけで移転できるものではなく、通常は共同研究や発明者の技術指導等と組み合わせることによって行われる。企業との研究協力や発明者の外部活動などの制度も含めて検討されるべきである。

4-1 制度の変更

現在の国立研究所に適用される規程が、そのままの状態で独立行政法人化後にも適用される場合、優れた研究成果を出しても、またどのように技術移転体制を構築しても効果を発揮しないであろう。企業との研究協力、企業への研究成果の移転を促進するためには、発明の権利帰属や実施に当たってのこれまでの制度上の課題を解決する必要がある。

(1) 発明の帰属の変更

発明者に最高50%まで権利保有することを認めているのを、原則、組織帰属に変更する。

(2) 譲渡、専用実施権の実施

独立行政法人が単独取得する権利については、専用実施権の設定を認めるべきである。また、民間企業との研究協力により進める研究の成果については、事実上相手企業しか使用できないことから、独立行政法人が保有する権利を相手企業へ譲渡することも認めるべ

きである。

4-2 TLOの設置場所

外部 TLO と内部 TLO とを比較した場合に、人材の面を除いて、資金面、権利の取り扱いを見ても内部 TLO の方が制度上の障害が少ないことは明らかである。従って、第一案としては、内部に TLO を設置することを検討すべきであろう。しかし、内部には人材が育っていないことから、外部の有用な人材を活用するには、外部 TLO ということもあり得る。その場合に独立行政法人として、技術移転ポリシーの中で外部 TLO の位置づけを明確にし、「大学等技術移転促進法」第 13 条の認定 TLO のスキームを整備し、外部 TLO へ発明を集中させる仕組みを導入する必要がある。さらに資金面で支援し、TLO のスタッフが独立行政法人のスタッフと一緒に活動できる環境を整備できるのであれば、外部に TLO を設置することも可能であろう。

4-3 評価との連動

産業界との連携や企業への技術移転は、研究プロジェクトの内容に依存するものである。また、バイオのように市場までの期間が長いことから特許による権利化が有効なものと、情報技術のように特許による権利化よりも直ぐに使用できるかどうかの方が重要なものがあり、技術分野により特許の有効性が異なる。独立行政法人が特許を取得する場合、国内の特許出願・維持費用は無料であるが、弁理士費用や海外出願・維持費用は、独立行政法人側で拠出する必要がある。こうしたことから、研究者全員に特許出願を義務づけることは、研究開発の実施、技術移転事業の効率性の点から問題がある。むしろ、機関評価の中で、論文発表による影響と特許・ライセンスによる影響の両面を見て、評価する仕組みが導入されるべきであろう。

また、研究計画の段階で実用化を志向する研究であれば、事前にパテントマップを作成し、研究と特許戦略とのリンケージも必要となるであろう。

4-4 ベンチャー企業の設立

欧米では、大学や公的研究機関の研究成果の実用化を促進する新しい道としてベンチャー企業の設立が行なわれている。独立行政法人もベンチャー企業の設立を支援する必要がある。技術移転に関しては、ライセンス契約においてロイヤルティの一部としてベンチャー企業の株式の一部を獲得することを認めるべきであろう。

5. 最後に

本報告の 2～3 については、多くを平成 11 年度に株式会社富士通総研が新エネルギー・産業技術総合開発機構からの委託を受けて行った「技術移転体制に関する調査研究」に依っている。なお、「4. 独立行政法人化後の技術移転体制の在り方」については、筆者の見解である。